⑤睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査受診助成金交付要綱

(令和7年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)が、 長野県内に営業所を有する会員事業者(以下「会員」という。)に雇用されている運 転者等に対し、「睡眠時無呼吸症候群」(以下「SAS」という。)患者の早期発見を 図るとともに、スクリーニング検査受診の促進により健康起因による事故防止に 寄与することを目的とし、SASスクリーニング検査受診助成事業に必要な事項 を定める。

(資格•要件)

第2条 助成対象者は、長野県内に営業所を有する会員に雇用されている運転者とする。 (検査医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は、専門医が在籍し適切な制度管理を定期的に実施している等、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が認めた検査・医療機関とする。なお、令和7年度の検査医療機関については別紙「参考」を参照してください。

(助成の対象検査)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である第 一次検査(簡易アンケートによるチェック、解析・判定)及び第二次検査(パルス オキシメーター等による簡易スクリーニング検査)とする。

(助成額)

第5条 助成金額は、次のとおりとする。(第二次検査を終了した場合)

	全卜協助成金	県ト協助成金
助成額	2,500 円	1,000 円

※予算額に達した時点で、助成は終了とする。

(受診申込期間)

第6条 助成の対象期間は、令和7年4月1日から令和7年12月末日までに受診し、 受診費用の支払いが完了したものとする。

但し、予算額に達した場合は、申込を締め切るものとする。

(申請手続き)

第7条 申請手続きは次のとおりとする。

- 1 SASスクリーニング検査の受診を希望する者は、予め県ト協に連絡し助成の 可否を確認する。
- 2 助成を受けることが可能の場合は、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査事前申込書」(様式 1-1) を県ト協に提出する。
- 3 指定の検査・医療機関に予約し、「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状」(様式 1-2)を検査・医療機関に提出する。

4 検査終了後、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査実績報告(兼助成金交付申請書)」(様式 1-3)に必要書類を添えて県ト協に提出する。

なお、申請の最終期限は令和8年2月末日とする。

(助成金の交付)

第8条 提出された助成金申請書を審査し、適当と認められる場合は助成金を交付する。 (助成条件)

第9条 申込時点で、協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には、助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第10条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請 に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

- 第11条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全 部若しくは一部の返還を命じることができる。
 - (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
 - 2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全 てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他の必要事項)

第12条 この要綱の定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。